

職場環境向上支援助成金

人材の確保・定着に向けた取組を支援します！

～ 本日より、申請企業の募集をスタート ～

<新型コロナウイルス感染症対策 テレワーク導入特例あり>

横浜市では、人材不足が深刻化する中、中小企業が人材の確保・定着に向けた多様で柔軟な働き方を推進する取組を支援します！

また、新型コロナウイルス感染症への対策として、柔軟な働き方を推進する目的で新たに「テレワークを導入」する場合、助成率や導入期間の特例（裏面参照）を設けます。

1 「助成対象経費」の概要

こんな取組が助成対象となります！

- (1) 就業規則等の変更のためのコンサルティング(助成率 1/2、上限 15 万円)**
時短勤務、フレックスタイム制などの制度の導入のためのコンサルティングや、従業員の方々に向けた意識改革などを目的とした研修経費
(講師謝金、施設等賃借料、委託費、コンサルティング委託料)
- (2) 休憩室、女性専用のトイレ・更衣室の整備(助成率 1/2※、上限 30 万円)**
休憩室等の新設、女性専用のトイレや更衣室の設置にかかる経費（市内事業所への設置に限る）
(工事委託費、一部の備品購入費)
- (3) テレワーク導入整備(助成率 1/2※、上限 30 万円)** ← **コロナ特例は助成率3/4にUP。詳細は裏面をご確認下さい。**
多様で柔軟な働き方を推進するために新たにテレワークを導入する経費
(コンサルティング委託料、委託費、一部の備品購入費、賃借料、使用料)
- (4) 職場環境のPR(助成率 1/2、上限 15 万円)**
新規採用を目的として自社の職場環境を PR するための HP 作成および動画作成にかかる経費
(コンサルティング委託料、委託費)
- (5) 国家資格取得費(助成率 1/2、上限5万円)**
企業が負担する従業員の国家資格の受験費用

※ 上記(2)(3)においては、申請時点で「横浜型地域貢献企業」、「横浜健康経営認証」若しくは「よこはまグッドバランス賞」のいずれかの認定を受けている企業、又は当年度若しくは過年度に「横浜市女性活躍推進専門家派遣」の支援を受けた企業は、助成率を 2/3 とします。
また、テレワーク導入整備については、別途「新型コロナウイルス感染症特例」を設けており、助成率を 3/4 とします。詳細は裏面をご参照ください。

2 「職場環境向上支援助成金」の概要

- (1) 募集開始**
令和2年4月15日(水) ※予算枠に達した時点で終了します。
- (2) 助成対象者**
市内に本社を置き、常時雇用する従業員が2名以上の中小企業(会社)
- (3) 助成対象期間**
原則として、交付決定日以後、令和3年2月28日までに完了する取組が対象となります。
※ 国家資格取得受験費及び新型コロナウイルス感染症特例については、別途、例外規定あり。

裏面あり

<新型コロナウイルス感染症対策 テレワーク導入特例について>

新型コロナウイルス感染症への対策として、柔軟な働き方を推進する目的で新たに「テレワークを導入」する場合、助成率3/4かつ30万円を上限として申請することができます。

● 新型コロナウイルス感染症特例について

新たなテレワーク導入整備に限定して

<通常のテレワーク導入申請>

助成率：1/2、上限30万円
導入期間：交付決定後～令和3年2月28日
助成対象者：市内に本社を置き、常時雇用する従業員が2名以上の中小企業（会社）



<新型コロナウイルス感染症特例申請>

助成率：**3/4**、上限30万円
導入期間：**令和2年2月1日**～令和3年2月28日
助成対象者：市内に本社を置き、常時雇用する従業員が2名以上の会社又は**個人事業主**

● 次の全てに該当する場合、対象となります。

- ① 市内に本社を置き、常時雇用する従業員が2名以上の中小企業（会社又は個人事業主）が、新型コロナウイルス感染症への対策として、柔軟な働き方を推進する目的でテレワークを導入（試行的に導入している場合を含む）する。

※ 「試行的」とは、制度等は導入しているものの、本格実施に向けて課題があり、本助成金により課題が解消されることで運用が可能となるものを言います。

- ② 事業開始の時期について、本申請にあっては、令和2年2月1日以降に事業を開始したもの。
- ③ 本助成金は、過去5年間に二度交付を受けた場合（旧：女性活躍推進助成金を含む）は対象外となりますが、新型コロナウイルス感染症対策のための「テレワーク導入」特例の申請は、過去の交付に関わらず対象となります。

■ 助成金の応募方法、お申込み先

◆ 応募方法【必ず「募集案内」をご確認ください】

- ① 横浜市ホームページから必要書類をダウンロードしてください。
- ② 申請内容を電話等で事前確認のうえ、持参又は郵送によりご提出ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kakuho/syokubakankyo.html>

◆ お申込み先

横浜市 経済局経営・創業支援課

【令和2年5月15日 まで】横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階（セルテ側）

【令和2年5月18日 以降】横浜市中区本町6-50-10 31階

TEL：045-671-4236 FAX：045-664-4867 E-mail：ke-keiei@city.yokohama.jp

お問合せ先

経済局経営・創業支援課長

中村 隆幸

Tel 045-671-2575

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。